



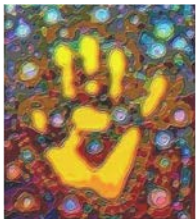
## 心からのウルル声明 Uluru Statement from the Heart

Sunrise Over Uluru, Uluru  
Climb Closure, 2019  
Photo by Jimmy Widders Hunt

### The Uluru Statement from the Heart

The Uluru Statement from the Heart translation project is a community partnership between the Indigenous Law Centre, UNSW, the North Sydney Council and the Reconciliation Network Northern Sydney Region.

UluruStatement.org



R  
N  
N  
S  
R



私たちは、南の空を見上げる全て地からこの2017年全国憲法大会に集まり、心よりこの声明を発表します。

私たちアボリジニとトレス海峡諸島の先住民族は、オーストラリア大陸及び近隣諸島における最初の主権国家であり、独自の法律と慣習によりその地を所有してきました。私たちの伝統文化の計算による創造の時から、慣習法における「太古の時代」から、また学術的にも60,000年以上前から私たちの祖先は所有してきたのです。

この主権は精神的な概念です。土地や「母なる自然」と、その地で生まれたアボリジニとトレス海峡諸島の人々は 祖先からの絆で脈々と繋がり、いつの日にか、祖先と一体となるべくその地に帰るに違いないのです。この繋がりが土地の所有権、延いては主権の基礎となっています。割譲されたことも消滅したこともなく、英国国家と共存してきました。

それ以外に何が考えられるでしょうか？6万年もの間所有してきた土地とこの神聖な繋がりが、わずかここ200年で世界の歴史から消えたということでしょうか？

実質的な憲法の改正と構造改革により、この古代からの主権がオーストラリア国家のより一層の表明として輝くことができると信じています。

比率で見ると、私たちは地球上で最も拘禁されてきた民族です。私たちは生まれつきの犯罪者ではありません。子供たちは過去に例を見ないほどの割合で家族から引き離されています。これは私たちが子供たちを愛していないからということではありません。さらに若者たちは大量に収監され放置されています。彼らは私たちの将来への希望であるべきなのです。

こうした私たちの危機的な側面は構造的な問題の本質を明白に伝えています。それは私たちの無力さへの苦悩です。

私たちは、私たち民族への権限付与及び、自国での正当な地位の確保のために憲法改正を求めています。運命に力が与えられる時、私たちの子孫は繁栄していくでしょう。子孫たちは二つの世界を歩み、その文化は国への恩恵となるでしょう。

私たちは、憲法に祀られている先住民族の声（ファースト・ネーションの声）の設置を求めます。

マカラタは私たちの議題の集大成であり、「闘争の後に集う」という意味の言葉です。オーストラリアの人々と公正で誠実な関係、また正義と民族自決権に基づく子孫のより良い未来への願望を捉えています。

私たちはマカラタ委員会に、政府と先住民族との間の合意形成の過程、及び私たちの歴史の真実を伝えていく過程を監督するよう求めています。

1967年、私たちは国勢調査の対象として人数に数えられました。2017年私たちの声に耳を傾けるように要望します。私たちはこの出発点から広大な国へと旅を始めます。より良い未来のためにオーストラリアの人々と共に活動し歩んでいきましょう。

詳細については、ウルル・ダイアログ・ウェブサイト (ulurustatement.org) にアクセスするか、NSW大学先住民法律センター (ilc@unsw.edu.au) にEメールを送付して下さい。



# Guiding Principles

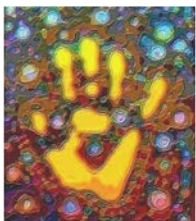
of the Uluru Statement from the Heart

## 「心からのウルル声明」基本理念

### The Uluru Statement from the Heart

The Uluru Statement from the Heart translation project is a community partnership between the Indigenous Law Centre, UNSW, the North Sydney Council and the Reconciliation Network Northern Sydney Region.

[UluruStatement.org](http://UluruStatement.org)



R  
N  
N  
S  
R



「心からのウルル声明」を伝える基本理念は国民投票評議会の最終報告書の22-28ページで説明されています。基本理念は2017年5月23-26日に開催された先住民族（ファースト・ネーション）の全国憲法大会の前に行われた先住民族地域会談を基に概括しています。

国民投票評議会の最終報告書では、次のように説明されています。

「全国憲法大会は、地域会談で行われた作業を再開しませんでした。むしろ、全国憲法大会での課題は、合意に達するために会談の結果をまとめることでした。」

「基本理念は歴史的にこれまでの宣言を支持し、先住民族による改革を求めています。これらの宣言の例は次のようなものです。1963年のthe Bark Petitions(樹皮嘆願書)、1988年のthe Barunga Statement(バルンガ声明)、1993年のthe Eva Valley Statement(エヴァ渓谷声明)、1998年のthe Kalkaringi Statement(カルカリング声明)、1995年のthe report on the Social Justice Package by ATSIC(ATSICによる社会正義パッケージに関する報告)、2015年のthe Kirribilli Statement(キリビリ声明)」

「これらは先住民族の権利及び国際人権法に関する国際基準に則っています。」

基本理念は全国憲法大会による改革の選択肢の評価を規定し、改革の選択は次の場合にのみ推進されるべきだとしています。

1. アボリジニの主権及びトレス海峡諸島民の主権を減少させない。
2. 実質的で構造的な改革を伴う。
3. 民族自決権と先住民族の権利に関する国連宣言下で確立された基準を推進する。
4. 先住民族の地位と権利を認める。
5. 歴史の真実を伝える。
6. 将来の進歩を阻害しない。
7. 改革の機会を無駄にしない。
8. 先住民族の合意形成の仕組みを提供する。
9. 先住民族への支援がある。
10. 積極的な法的取決めに干渉しない。

以上は「心からのウルル声明」の基本理念です。詳細についてはウルル・ダイアログ・ウェブサイト ([ulurustatement.org](http://ulurustatement.org)) にアクセスするか、NSW大学先住民法律センター ([ilc@unsw.edu.au](mailto:ilc@unsw.edu.au)) にEメールを送付して下さい。